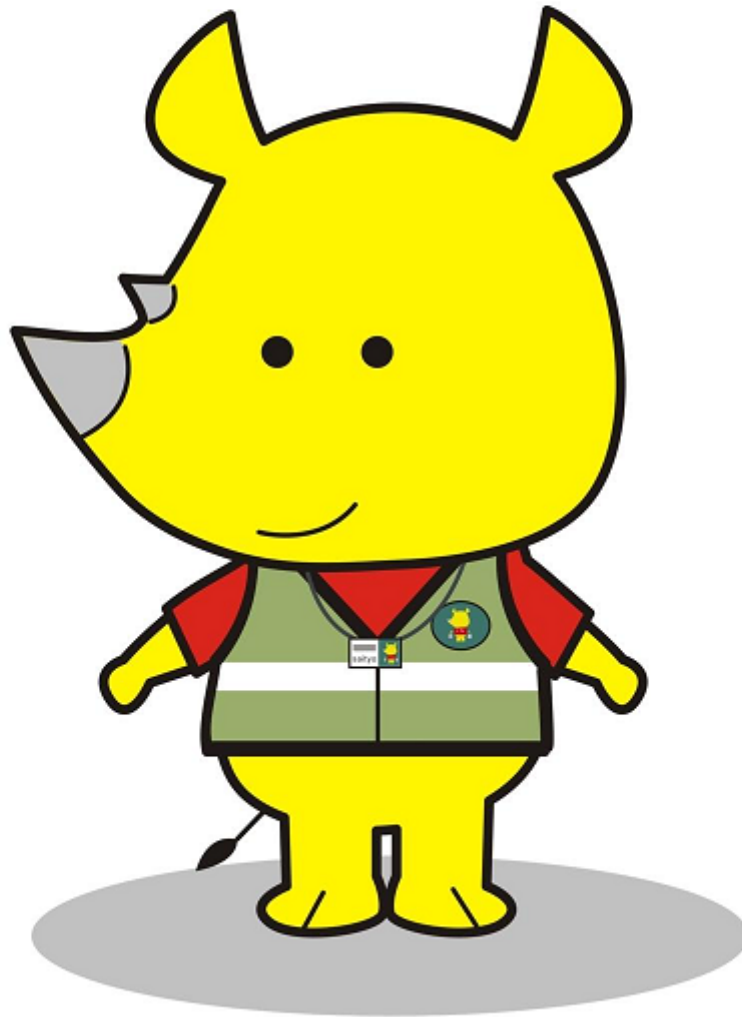


巻広域版

# クリーンにいがた推進員 活動の手引き

平成22年度版



# 目 次

1	クリーンにいがた推進員とは	1
2	活動の内容	2
3	市の3R施策	4
4	ごみの分け方・出し方に関するQ&A	7
5	関係法令等	11
6	クリーンにいがた推進員に関する諸手続き	14
	○クリーンにいがた推進員推薦書	16
	○クリーンにいがた推進員退任届出書	18
	○クリーンにいがた推進員活動報告書	20
	○口座振替申込書（新規・変更）	22

## 81万市民と共に「地球環境元年」

本市は、平成20年度を「地球環境元年」と位置づけ、地球規模で進む環境悪化に積極的に対応するため、地球温暖化対策やごみの減量など環境にやさしい資源循環型社会の構築を積極的に進め、新潟の豊かな自然を守り環境先進都市の実現を目指します。

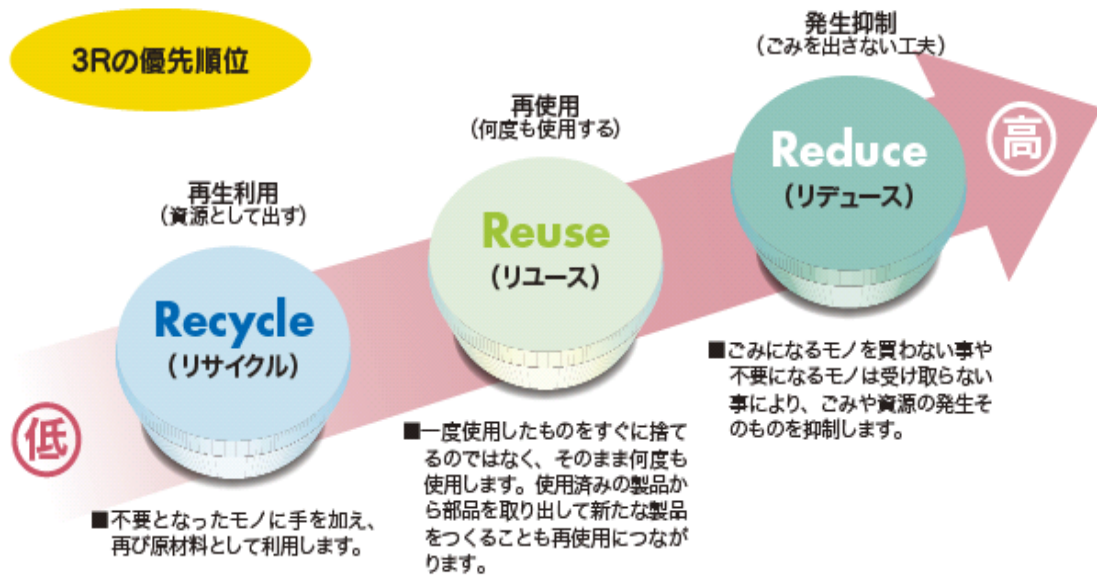
地球環境への貢献

環境への負荷の少ない

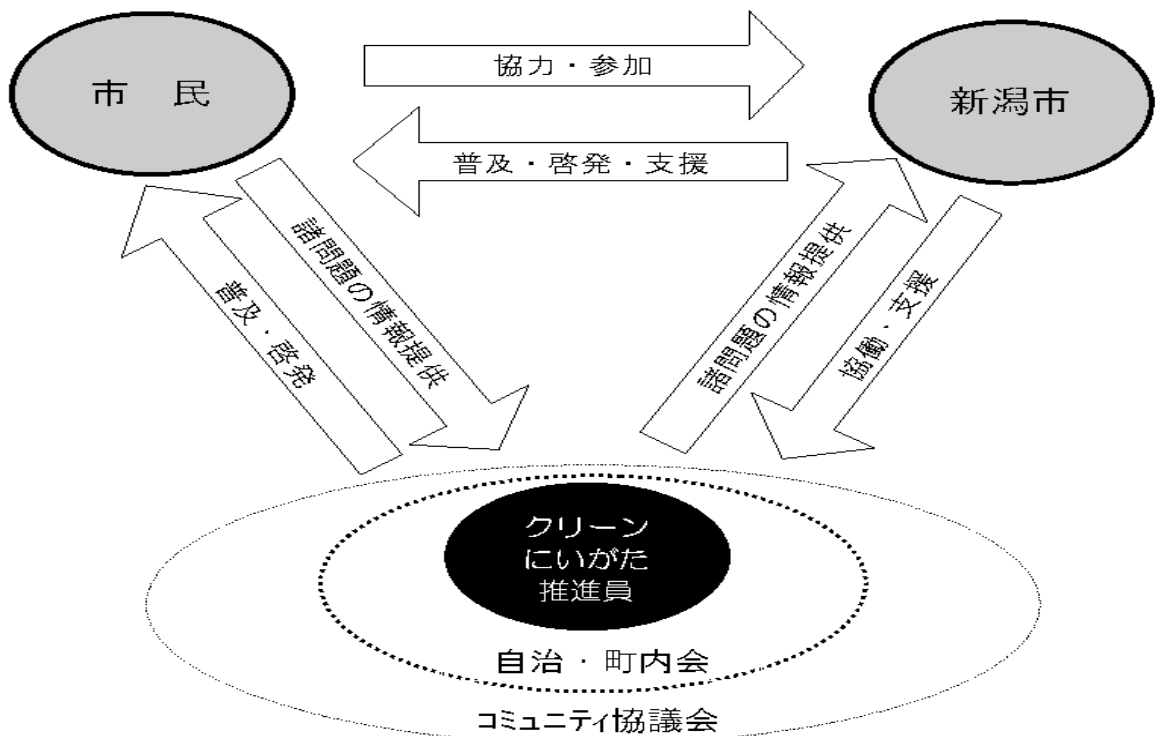
資源循環型社会の構築

# 1 クリーンにいがた推進員とは…

新ごみ減量制度を円滑に実施するため、地域における①3R（発生抑制・再使用・再生利用）②適正な分別排出③環境美化の促進及び普及啓発を図るリーダーとしての役割を担うことを目的とした制度です。



## <クリーンにいがた推進員 制度のイメージ >



## 2 活動の内容

### (1) 地域住民に対するごみの分別、排出及び再生利用の促進に関する指導・助言

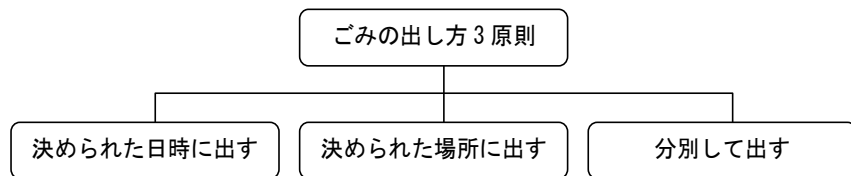
ごみ集積場等において、分別排出及び適正排出など、ごみ出しマナーの向上に対する助言をお願いします。

また、ボランティア袋（地域清掃や違反ごみに使用）を使用しごみ集積場等の清潔の保持をお願いします。

(活動例)

- 地域を見回り、町内のごみ排出実態を把握する。  
→ 問題等があれば、自治・町内会等で解決の方法を話し合う。

**参考** ごみの出し方3原則



### (2) 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発

地域での美化推進活動をお願いします。

また、市からのお知らせ等の配布や、地域内での環境意識の普及啓発をお願いします。

(活動例)

- 地域一斉清掃や花の植栽などに積極的に参加
- 地域で独自に環境問題についての研修会の開催

**参考** ・「市政さわやかトーク宅配便」 ㊦ 広聴課 ☎ 025-226-2094  
～市職員による出前講座を行います。  
・「動く市政教室」 ㊦ 広聴課 ☎ 025-226-2094  
～ごみ処理施設などの見学を行います。

### (3) 一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整

ごみに関する地域の諸問題を市にお伝えいただき、問題解決へ向けて市との連携をお願いします。

(活動例)

- ごみ出しマナーの問題や、問題を解消した事例などの伝達

**参考** ごみステーションの事例



### (4) 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力

「ごみ減量・リサイクル」「環境美化」のアンケートなどにご協力願います。

(活動例)

- 市が実施するアンケート調査への協力
- クリーンにいがた推進員研修会への参加や活動報告書の提出

### 3 新潟市の3R施策

#### (1) 新ごみ減量制度（平成20年6月実施）

- ① 「8種11分別」によるリサイクルの推進 問 廃棄物政策課 ☎ 025-226-1391  
 資源となるごみについては、分別の徹底により、高品質なリサイクルを目指します。

品目		処理
ごみ	1. 普通ごみ 週3回/指定袋	焼却 → 熱回収（電力・蒸気） → スラグ・メタル（資源）
	2. 粗大ごみ 随時（申込制戸別収集）/シール	破碎 → 焼却 → 熱回収（電力・蒸気） → スラグ・メタル（資源）

品目		主な再商品化例	
資源	3. ペットボトル 月2回/ポリ袋・ネット・コンテナ	資源化処理 繊維製品・ペットボトル	
	4. 飲食用・化粧品びん 月2回/コンテナ		ガラスびん・建設資材
	5. 飲食用缶 月2回/ポリ袋・コンテナ		アルミ缶・スチール缶・金属製品
	6. 有害・危険物（乾電池・蛍光灯・水銀体温計・ライター・スプレー缶等） 月1回/ポリ袋		水銀等・金属製品
	7. 古紙類（①新聞 ②雑誌・雑紙 ③段ボール ④紙パック） 月2回/ひも・ポリ袋		紙製品
	8. 枝葉・草 週1回/ひも・ポリ袋		堆肥・燃料チップ

- ② 有料指定袋制・粗大ごみ処理券の導入 問 廃棄物政策課 ☎ 025-226-1391

「ごみは有料・資源は無料」とすることでごみ減量化・リサイクルの推進や分別徹底を促します。

#### 普通ごみ

（指定袋1枚あたり）

区分	手数料
大 (45ℓ)	45円
中 (30ℓ)	30円
小 (20ℓ)	20円
極小 (10ℓ)	10円
超極小 (5ℓ)	5円

10枚単位での販売となります

#### 粗大ごみ

（主な品目・1個あたりの料金）

品目名	手数料
ふとん	100円
自転車	200円
テーブル	300円
たんす	500円



品目毎に金額を設定（100円、200円、300円、500円）

③ 各種事業一覧 (H21 年度)

<b>1 古紙資源化の一層の推進</b>	
(1) 集団資源回収奨励金	回収団体へ6円/kgの奨励金を交付
(2) ステーション回収奨励金	コミ協等へ3円/kgの奨励金を交付
<b>2 ごみステーション設置補助金</b>	
(1) ステーション設置補助金	補助率3/4, 上限額15万円
(2) 特殊ネット譲与	カラス被害の深刻なステーションに対し特殊ネットを譲与する
<b>3 家庭系生ごみ減量化対策事業</b>	
(1) 堆肥化処理容器(コンポスト)等減額販売	
(2) 電動生ごみ処理機購入費補助	補助率1/2, 上限額2万円
<b>4 地域清掃等への助成</b>	
(1) 環境美化活動費への助成	補助率4/5, 補助基準額:@250円×参加者数
(2) 不法投棄処理費への助成	補助率10/10, 特定廃家電, バッテリーなどの処理費実額を助成
<b>5 コミュニティ協議会等の地域活動支援</b>	
(1) ごみ出し支援事業	ごみ出し困難な世帯に対し, 有償ボランティア制度による支援を行う
(2) バイオマス利活用事業	菜の花プラン, 家庭系廃てんぷら油燃料化事業
(3) 地域活動支援事業	地域で行う循環型社会促進などの活動に対し支援を行う
<b>6 不法投棄・違反ごみ対策</b>	
(1) 重点地区パトロール委託	監視パトロールを委託
(2) 監視カメラ・フラッシュライトの設置	
(3) ごみステーションのパトロール	持ち去り防止パトロールを委託 清掃事務所によるステーションパトロール

④ ボランティア袋の取扱いについて (ボランティア袋を配付)

地域清掃やごみステーションにおける違反ごみの処理に使用いただき, ごみステーションに出すことができる「普通ごみ」のボランティア袋を作成し, ごみステーションを管理している各自治・町内会等で管理をいただいています。

ボランティア袋が無い場合は, 最寄りの区役所区民生活課でお渡ししますので, お手数ですがお申し込みください。  各区区民生活課  15頁参照

⑤ 育児・介護で使用する紙おむつについて (「普通ごみ指定袋」を配付)

区 分	育児用	介護用
対 象	3歳未満の乳幼児がいる世帯	介護等で使用している世帯
配付枚数	20%指定袋 210枚/3年	20%指定袋 80枚/年
備 考	対象者に直接配送	・紙おむつ券受給世帯は直接配送 ・非受給世帯は申請により配付

## (2) 資源物の多様な排出機会の確保など

### ① 集団資源回収事業 問各区区民生活課・廃棄物対策課 ☎ 15 頁参照

市では集団資源回収に対する奨励金制度（回収量 1kg あたり 6 円）を設けて、活動を促進しています。備品（ビニールシート・リヤカー等）の貸し出しも行っています。

### ② 拠点回収事業 問各区区民生活課・廃棄物対策課 ☎ 15 頁参照（廃てんぷら油：環境政策課 ☎ 025-226-1363）

幅広くリサイクルの受け皿を確保するため、公共施設やスーパー・コンビニなどを中心に拠点回収を実施しています。

回収品目	主な回収場所	回収場所数(21 年度)
古紙類	小学校等の公共施設	36 ケ所
廃てんぷら油	区役所等の公共施設	34 ケ所
ペットボトル	スーパー・コンビニ等	262 ケ所
乾電池	スーパー・コンビニ等	126 ケ所
古布・古着	西清掃事務所・エコプラザ・白根環境事業所	
プラスチック製容器包装	区役所等の公共施設	17 ケ所 (H22. 4. 1)

## (3) 啓発・環境美化事業

### ① 広報誌の発行 問廃棄物政策課 ☎ 025-226-1391

ごみ分別などに関する広報誌（サイチョ PRESS）を作成し、新聞購読世帯などに年 4 回程度配布しています。

### ② 施設見学案内 問各施設 ☎ 裏表紙参照

ごみ処理施設で施設案内を行っています。小学校 4 年生の社会科授業の一環としての見学など、数多くの市民が訪れています。

### ③ 図書・ビデオの閲覧・貸出 問資源再生センター ☎ 025-270-3009・新田清掃センター ☎ 025-263-1416

ごみ・環境問題についての図書、ビデオの閲覧・貸出を行っています。

### ④ リサイクル体験講座・講習会の開催 問資源再生センター ☎ 025-270-3009

牛乳パックからはがきを作ったり、空き缶を利用した筆立て作りなどの講習会を行っています。

### ⑤ リサイクル提供事業 問資源再生センター ☎ 025-270-3009・新田清掃センター ☎ 025-263-1416

家庭で不要になった家具等を提供してもらい、清掃と簡単な補修を行ったのち、展示抽選により無償で市民に提供しています。

### ⑥ 一斉清掃の実施 問各区区民生活課 ☎ 15 頁参照

海岸一斉清掃や鳥屋野潟一斉清掃の実施。また、地域での一斉清掃も行い、環境美化意識の啓発を図っています。

### ⑦ 環境美化奉仕活動表彰 問廃棄物対策課 ☎ 025-226-1405

地域の環境美化活動を積極的に行ったり、きれいなまちづくりの促進に努めている個人・団体を表彰し、その功績をたたえています。

## 4 ごみの分け方・出し方に関するQ&A

### (1) 普通ごみ

Q 生ごみを新聞紙で包んだり、レジ袋に入れてから「普通ごみ」の指定袋に入れても良いですか？

A 良いです。

Q 傘など指定袋からはみだすものは、どうしたら良いですか？

A 多少はみだしても良いですが、なるべく折るなどの工夫をしてお出してください

Q 割れものをそのまま指定袋に入れて良いですか？

A 割れものは、袋が破れないように新聞紙などで包んで、「割れ物危険」と表示し、指定袋に入れてください。

### (2) 粗大ごみ

Q 粗大ごみの出し方を教えてください。

A 粗大ごみ受付センターで申し込んだ後に、受付センターより指定された「粗大ごみ処理券」をお買い求めください。

粗大ごみ受付センター ☎025-290-5353 (新潟市ホームページからもお申込みできます。)

Q 粗大ごみのごみ処理券は、どこで買うのですか？

A 指定袋を販売しているスーパー・コンビニなどで販売しています。

Q 「粗大ごみ 品目料金一覧」に載っているものは、全て粗大ごみですか？

A 指定の袋に入る大きさで、「火災・破裂の原因となるもの」「材質が硬いもの」でなければ、「普通ごみ」で出してください。

Q テレビや冷蔵庫も持って行ってもらえるのですか？

A テレビ(ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ)・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは家電リサイクル法対象品目ですので市では収集していません。販売店等でリサイクル料金を支払って処分してください。

### (3) ペットボトル

Q 袋に入れたまま、ネットの中に入れてもいいですか？

A ペットボトルだけ、ネットに入れてください。

Q ペットボトルのキャップは、はずすのですか？

A キャップは、はずして「普通ごみ」に出してください。

Q ペットボトルのラベルは、剥がした方が良いのですか？

A リサイクルの効率を考え、できるだけラベルは剥がして「普通ごみ」に出してください。

#### (4) 飲食用・化粧品びん

Q ポリ袋に入れたままコンテナに出しても良いですか？

A びんだけ、コンテナに入れてください。

Q 飲食用びんとはどんなものですか？

A 内容物を口にするのできる飲食用のガラス製容器が対象となります。  
なお、強化ガラスや耐熱ガラスなどは、リサイクルに向かないため、ガラスのコップやほ乳びんなども「普通ごみ」になります。

Q 割れたびんも出して良いですか？

A ひびが入っている程度であれば良いですが、割れてしまった場合は、紙等で包んで「普通ごみ」で出してください。

Q 使い切らずに中身の残った(固まった)マニキュアのびんを出して良いですか？

A 中身の残っているものは「普通ごみ」で出してください。

#### (5) 飲食用缶

Q お菓子の缶や食用油の缶は出して良いですか？

A 内容物を口にするのできる飲食用の金属製容器が対象となりますので良いです。

Q オイルの缶やスプレー缶類を出して良いですか？

A 内容物を口にするのできる金属製の容器は、「普通ごみ」になります。スプレー缶類は、「有害・危険物」になります。

Q 一斗缶は出して良いですか？

A 処理に支障があることから、一斗缶以上のサイズは、「普通ごみ」となります。

#### (6) 有害・危険物 (乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類)

Q 有害・危険物とはどんなものですか？

A 有害物は、水銀を使用している「乾電池」「蛍光管」「水銀体温計」です。危険物は、収集車や処理施設の爆発・火災の原因となる「ライター」「スプレー缶類」です。

Q 乾電池や蛍光管は、別々のポリ袋に入れるのですか？

A 同じポリ袋に入れて良いです。ただし、割れやすい蛍光管や水銀体温計は、紙箱などに包んで出してください。

Q 電球は、有害・危険物ですか？

A ボール型の蛍光管は、水銀を含むので「有害・危険物」。白熱電球などは、水銀を含まないので「普通ごみ」です。

## (6) 有害・危険物 (続き)

Q ライターやスプレー缶類は、中身が入ったままで出して良いですか？

A 収集車や処理施設の爆発・火災事故の原因となりますので、必ず中身を使い切ってください。また、スプレー缶類は、風通しの良い場所で穴を開けて出してください。

## (7) 古紙類 (①新聞 ②雑誌・雑紙 ③段ボール ④紙パック)

Q 新聞と折込みチラシは一緒に出して良いですか？

A 一緒に出して良いです。

Q 細かくちぎった紙は、何ごみですか？

A 透明・半透明のポリ袋に入れて、「雑誌・雑紙」に出してください。

Q お菓子などが入っていた箱やティッシュ箱、ノート、包装紙、紙袋などは、何ごみですか？

A 紙以外のものをはずしてから、「雑誌・雑紙」に出してください。

Q リサイクルできない紙はどんなものですか？

A レシートなどの感熱紙、宅配便の伝票のようなカーボン紙、ガムやたばこなどの銀紙、ジュースのパックなどのアルミコーティングしてある紙、写真、油紙、ロウ紙などです。

## (8) 枝葉・草

Q 角材やベニヤ板、木製家具は、「枝葉・草」として出して良いですか？

A 角材等は溶剤などが付着していることから、資源化处理（堆肥化）の支障となるため、「普通ごみ」か「粗大ごみ」でお出してください。

Q 枝を出すときは、どのくらいの大きさまで出して良いですか？


A 長さは、1 m以内、太さは、1本あたり直径15 cm、束ねた場合は直径30 cm以内で出してください。

Q 野菜くずや、土や石などの「枝・葉・草」以外のものが混じっていても良いですか？

A 野菜（枝豆・ナスなどの茎・つる・殻。家庭菜園含む）、小石・土・砂は、リサイクルに支障があったり生ごみであるため、「枝葉・草」として収集しません。「普通ごみ」で出してください。

## (9) プラスチック製容器包装（平成22年4月より拠点回収を実施）

Q 「プラスチック製容器包装」とはどんなものですか？

A 中身を使い切ったり取り出したりすると不要になるプラスチック製の容器や包装（目印は「プラマーク」）です。容器や包装以外のプラスチック製品そのものは「普通ごみ」に出してください。

Q どうやって出したらいいですか？どこで回収していますか？

A 中身を使い切ってから汚れがあるものは洗っていただき、無色透明・半透明のポリ袋に入れて、設置されている「回収ボックス」に入れてください。

地区名	回収日時	回収施設（平成22年4月1日現在）
巻地区	毎週火曜日 当日の朝～13:00 まで	西蒲区役所・巻文化会館・巻郷土資料館・漆山公民館 峰岡公民館・松野尾集落開発センター
西川地区		西川出張所・貝柄地区集会所・西川ふれあい公園
岩室地区		岩室出張所・岩室農村環境改善センター・岩室温泉駐在所脇 岩室すこやかセンター「やすら木」
潟東地区	毎週木曜日 当日の朝～13:00 まで	潟東出張所・茨島公民館・横戸集会所・五之上ふれあいセンター

## (10) 違反ごみ

Q 違反シールが貼付されたごみはどうなるのですか？

A シールが貼付されたごみについては、本人が間違いに気づかないで残っている場合は、次回収集時に収集することとしています。また、次回収集日まで長期間収集されない場合は、自治会からの申し出等により清掃事務所で回収を行います。

Q シールの内容について教えてください。

A 下記のシールにチェックする形になっています。



## 5 関係法令等

### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(廃棄物減量等推進員)

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

### (2) 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の自主的な活動)

第8条 市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(商品の選択)

第9条 市民は、商品の購入に際して、再利用が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び環境の保全を考慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(家庭系廃棄物の排出方法等)

第17条 市民は、自ら処理しない家庭系廃棄物については市の一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。

- 2 市民は、家庭系廃棄物を排出する場合は、規則で定める排出方法を遵守し、所定の集積場等へ持ち出さなければならない。
- 3 前項に規定する家庭系廃棄物の集積場は、あらかじめ市長に届け出て、市民が共同で設置するものとし、当該市民は清掃を行う等により、その集積場の清潔の保持に努めなければならない。

(排出禁止物)

第23条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積又は重量の著しく大きい物
- (6) 特別管理一般廃棄物
- (7) 再生利用を促進することが必要と認められる物として、規則で定める物
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設に支障を生じる物

## (2) 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)(続き)

2 市民及び事業者は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする場合は、市長の指示に従わなければならない。

(地域の清潔の保持)

第32条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その地先の道路、側溝等についても清潔の保持に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第33条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、湖沼、港湾その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)を汚さないようにしなければならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、及び適正に処理しなければならない。

(土地又は建物の管理)

第34条 土地又は建物の占有者は、占有し、又は管理する土地又は建物に、みだりに廃棄物が捨てられないように周囲に囲いを設ける等、適正な管理に努めなければならない。

2 土地の占有者は、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられた場合は、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

## (3) クリーンにいがた推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーンにいがた推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における自治会等とは、新潟市自治会事務委託要綱第2条で定めるものをいう。

(推進員の登録等)

第3条 推進員は、自治会等からの推薦により選出し、市はこれを登録し通知する。

2 推薦は、クリーンにいがた推進員推薦書(別記様式第1号)により行うものとする。

(任期等)

第4条 推進員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 複数の推進員を推薦した場合は、代表者を置くものとする。

3 任期途中で推進員が退任する場合は、クリーンにいがた推進員退任届出書(別記様式第2号)により届出るものとする。

### (3) クリーンにいがた推進員設置要綱 (続き)

(推進員の活動)

第5条 推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言
- (2) 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発
- (3) 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整
- (4) 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力

(研修)

第6条 市は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(報告)

第7条 推進員は、クリーンにいがた推進員活動報告書(別記様式第3号)により、市長に活動状況を報告しなければならない。

(報奨金)

第8条 市は、第4条に基づき推進員を推薦した自治会等に対し、報奨金を支払うものとする。

2 報奨金額は、別表第1に掲げるものとする。

3 報奨金は、口座振替申込書(別記様式第4号)により指定された口座に振り込むものとする。

(報奨金の返還)

第9条 市は、すでに報奨金の支払いが行われた場合でも、第7条の報告がない自治会等に対し、その金額を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

(任期の特例等)

2 平成19年度中に登録された推進員の任期は、第4条第1項の規定に係らず、平成21年3月31日までとする。

3 第7条の規定に係らず、平成19年度における活動報告は、不要とする。

#### 別表第1

世帯数※		報奨金額(年間)	世帯数※		報奨金額(年間)
1	～ 50	10,000円	5	201～300	35,000円
2	51～100	15,000円	6	301～400	45,000円
3	101～150	20,000円	7	401～500	55,000円
4	151～200	25,000円	8	501～	65,000円

※世帯数は、新潟市自治会事務委託要綱第5条第2号に規定する第1期の基準日における登録数とする

## 6 クリーンにいがた推進員に関する諸手続き

### (1) 基本情報

項 目	内 容																														
登 録	自治会等からの推薦により選出し、市で登録 各自治会等に代表者1名を置きます。																														
任 期	1年間（4月～翌年3月まで）、途中退任・再任可																														
活 動	2～3頁参照																														
研 修	5～6月に地区毎に開催																														
報 告	年度末までに、各自治会等の推進員の代表者が別記様式第3号「ク リーンにいがた推進員活動報告書」を市に提出します。																														
報奨金	<p>年度末に自治会等へ登録世帯数に応じ支給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯数※</th> <th>報奨金額(年間)</th> <th>区分</th> <th>世帯数※</th> <th>報奨金額(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>～ 50</td> <td>10,000円</td> <td>5</td> <td>201～300</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>51～100</td> <td>15,000円</td> <td>6</td> <td>301～400</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>101～150</td> <td>20,000円</td> <td>7</td> <td>401～500</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>151～200</td> <td>25,000円</td> <td>8</td> <td>501～</td> <td>65,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯数は、新潟市自治会事務委託要綱第5条第2号に規定する第1期の基準日における登録数とする</p>	区分	世帯数※	報奨金額(年間)	区分	世帯数※	報奨金額(年間)	1	～ 50	10,000円	5	201～300	35,000円	2	51～100	15,000円	6	301～400	45,000円	3	101～150	20,000円	7	401～500	55,000円	4	151～200	25,000円	8	501～	65,000円
区分	世帯数※	報奨金額(年間)	区分	世帯数※	報奨金額(年間)																										
1	～ 50	10,000円	5	201～300	35,000円																										
2	51～100	15,000円	6	301～400	45,000円																										
3	101～150	20,000円	7	401～500	55,000円																										
4	151～200	25,000円	8	501～	65,000円																										

### (2) スケジュール



- ① クリーンにいがた推進員研修会
- ② 施設見学
- ③ 次年度の推進員の推薦
- ④ 22年度活動報告書の提出
- ⑤ 報奨金の口座振替

### (3) 手続き一覧

No.	項目	手続方法
1	推進員の推薦	自治会等の代表者が、「クリーンにいがた推進員推薦書」(16頁参照)に所定事項を記載し提出
2	推進員の退任	自治会等の代表者が、「クリーンにいがた推進員退任届出書」(18頁参照)に所定事項を記載し提出
3	推進員の変更	自治会等の代表者が、新任者を「クリーンにいがた推進員推薦書」(16頁参照)に、また、退任者を「クリーンにいがた推進員退任届出書」(18頁参照)に記載し、両方提出
4	活動報告書	自治会等の推進員の代表者が「クリーンにいがた推進員活動報告書」(20頁参照)に所定事項を記載し提出
5	自治会等口座の変更	自治会等の代表者が、「口座振替申込書(新規・変更)」(22頁参照)に所定事項を記載し提出

<提出先>

環境部廃棄物対策課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1  
TEL 025-226-1407 FAX 025-230-0465

### (4) お問い合わせ先

#### ◆制度に関するお問い合わせ先

課	担当係	所在地	TEL	FAX
廃棄物対策課	リサイクル推進係	951-8550 中央区学校町通 1-602-1	025-226-1407	025-230-0465
廃棄物政策課	企画係		025-226-1391	025-230-0660

#### ◆各区の窓口

区	区民生活課・(担当係)	所在地	TEL	FAX
北区	生活環境係	950-3393 北区葛塚 3197	025-387-1295	025-387-2723
東区	生活環境係	950-8709 東区古川町 4-12	025-250-2285	025-273-9982
中央区	生活環境係	951-8550 中央区学校町通 1-602-1	025-223-7168	025-225-7087
江南区	生活環境係	950-0195 江南区泉町 3-4-5	025-382-4254	025-381-7090
秋葉区	生活環境係	956-8601 秋葉区程島 2009	0250-25-5678	0250-25-2601
南区	環境係	950-1292 南区白根 1235	025-372-6145	025-371-5572
西区	生活環境係	950-2097 西区寺尾東 3-14-41	025-264-7261	025-269-2702
西蒲区	生活環境係	953-8666 西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8312	0256-72-6022

# 記載例

別記様式第1号

## クリーンにいがた推進員推薦書

平成22年 4月 1日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称： 新潟市自治会

自治会等の代表者氏名： 新潟 太郎

住 所： 中央区学校町通 1-602-1

電話番号： 025-228-1000

自治会等の情報

世帯数： 100

小学校区： 鏡淵

クリーンにいがた推進員について、次のとおり推薦します。

(記載上の注意事項)

- ①複数名推薦する場合は、代表者の区分欄に○印をお付け下さい。
- ②6名以上の推進員を推薦する場合はこの様式を複写してご記入願います。

区分	No.	氏名	性別	連絡先	備考
○	1	(フリガナ)ニイガタ イチロウ <b>新潟 一郎</b>	男 ・ 女	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1 電話番号 025-226-1000	新任 ・ 再任
	2	(フリガナ)ニイガタ ジロウ <b>新潟 次郎</b>	男 ・ 女	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1 電話番号 025-226-1000	新任 ・ 再任
	3	(フリガナ)	男	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	4	(フリガナ)	男 ・ 女	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	5	(フリガナ)	男 ・ 女	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任

複数名推薦される場合は、  
一番上に代表者をご記入  
ください

## クリーンにいがた推進員推薦書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称：  
\_\_\_\_\_

自治会等の代表者氏名：  
\_\_\_\_\_

住 所：  
\_\_\_\_\_

電話番号：  
\_\_\_\_\_

自治会等の情報	世帯数：	小学校区：
---------	------	-------

クリーンにいがた推進員について、次のとおり推薦します。

(記載上の注意事項)

- ①複数名推薦する場合は、代表者の区分欄に○印をお付け下さい。
- ②6名以上の推進員を推薦する場合はこの様式を複写してご記入願います。

区分	No.	氏名	性別	連絡先	備考
○	1	(フリガナ)	男 ・ 女	〒 - 新潟市 区  電話番号	新任 ・ 再任
	2	(フリガナ)	男 ・ 女	〒 - 新潟市 区  電話番号	新任 ・ 再任
	3	(フリガナ)	男 ・ 女	〒 - 新潟市 区  電話番号	新任 ・ 再任
	4	(フリガナ)	男 ・ 女	〒 - 新潟市 区  電話番号	新任 ・ 再任
	5	(フリガナ)	男 ・ 女	〒 - 新潟市 区  電話番号	新任 ・ 再任

# 記載例

別記様式第2号

## クリーンにいがた推進員退任届出書

平成22年 9月 1日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称： **新潟市自治会**

自治会等の代表者氏名： **新潟 太郎**

住 所： **中央区学校町通 1-602-1**

電話番号： **025-228-1000**

クリーンにいがた推進員の退任について、次のとおり届出いたします。

(記載上の注意事項)

① 6名以上の対象者がいる場合はこの様式を複写してご記入願います。

No.	氏 名	連絡先
1	(フリガナ) ニイガタ イチロウ <b>新潟 一郎</b>	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
2	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
3	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区

# クリーンにいがた推進員退任届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称：

自治会等の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

クリーンにいがた推進員の退任について、次のとおり届出いたします。

(記載上の注意事項)

① 6名以上の対象者がいる場合はこの様式を複写してご記入願います。

No.	氏 名	連絡先
1	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
2	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
3	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区

# 記載例

別記様式第3号

## クリーンにいがた推進員活動報告書

平成23年 2月25日

(あて先) 新潟市長

(報告者)

自治会等の名称： **新潟市自治会**

推進員の代表者氏名： **新潟 次郎**

住 所： **中央区学校町通 1-602-1**

電話番号： **025-228-1000**

- ①自治会等の推進員が、年度内に行った活動等をご報告ください。  
②活動報告書は、推進員の代表者をご記入ください。

クリーンにいがた推進員設置要綱第7条に基づき、活動状況について次のとおり報告します。

該当する項目をチェックし、その具体的な活動内容を記入してください。

項目	具体的な活動内容
<input checked="" type="checkbox"/> 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言	7月1日 市職員を招いて、ごみ分別について講習会の開催
<input checked="" type="checkbox"/> 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発	10月1日 市役所周辺を自治会で清掃 ごみは空き缶等のぽい捨てが多かった
<input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整	「違反ごみが多く困っていたが、ごみステーションを増やして、分散化させて、違反ごみを少なくした」事例を市に伝えた。
<input checked="" type="checkbox"/> 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力	研修会に参加 施設見学会に参加

## クリーンにいがた推進員活動報告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(報告者)

自治会等の名称：

推進員の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

クリーンにいがた推進員設置要綱第7条に基づき、活動状況について次のとおり報告します。

該当する項目をチェックし、その具体的な活動内容を記入してください。

項目	具体的な活動内容
<input type="checkbox"/> 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言	
<input type="checkbox"/> 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発	
<input type="checkbox"/> 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整	
<input type="checkbox"/> 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力	

# 記載例

別記様式第4号

## 口座振替申込書（新規・**変更**）

平成22年 4月 1日

（あて先）新潟市長

自治会等の名称： **新潟市自治会**

自治会等の代表者氏名： **新潟 太郎**

住 所： **中央区学校町通 1-602-1**

電話番号： **025-228-1000**

新潟市から支払われる、クリーンにいがた推進員報奨金は、下記の金融機関の口座に振り替えてください。

記

（記載上の注意事項）

①振替口座の名義は、自治会等の名称が含まれているものに限ります。

また、口座名義人が自治会等の代表者と異なる場合は、下記の委任状に記名押印が必要です。

②金融機関：該当する箇所にお印をお付け下さい。

③種別：該当する箇所にお印をお付け下さい。

金融機関	銀行名							学校町						
	普通							当座						
種別	普通							当座						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7							
(7桁)	ニ	イ	ガ	タ	シ	ジ	チ	カ	イ		カ	イ	ケ	イ
	ニ	イ	ガ	タ		ハ	ナ	コ						
口座名義	新潟市自治会 会計 新潟 花子													

口座名義が自治会名のみ、 または自治会の代表者（会 長）以外の場合のみご記入 願います。	委任状	
	平成21年 4月 1日	
(首) 自治会等の名称 自治会等の代表者住所 自治会等の代表者氏名	新潟市自治会 新潟市中央区学校町通 1-602-1 新潟 太郎 印	
私は、下記の者を代理人として定め、新潟市クリーンにいがた推進員の報奨金の受領を委任します。		
記		
(受任者) 住 所	新潟市中央区学校町通 1-602-2	
氏 名	新潟 花子 印	

## 口座振替申込書（新規・変更）

年 月 日

（あて先）新潟市長

自治会等の名称：

\_\_\_\_\_

自治会等の代表者氏名：

\_\_\_\_\_

住 所：

\_\_\_\_\_

電話番号：

\_\_\_\_\_

新潟市から支払われる、クリーンにいがた推進員報奨金は、下記の金融機関の口座に振り替えてください。

### 記

（記載上の注意事項）

①振替口座の名義は、自治会等の名称が含まれているものに限りです。

また、口座名義人が自治会等の代表者と異なる場合は、下記の委任状に記名押印が必要です。

②金融機関：該当する箇所には○印をお付け下さい。

③種別：該当する箇所には○印をお付け下さい。

金融機関	銀 行								本 店							
	信用金庫								支 店							
種 別	普 通								当 座							
口座番号																
(フリガナ) 口座名義																

### 委 任 状

年 月 日

新潟市長 様

(委任者) 自治会等の名称

自治会等の代表者住所

自治会等の代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人として定め、新潟市クリーンにいがた推進員の報奨金の受領を委任します。

### 記

(受任者) 住 所

氏 名

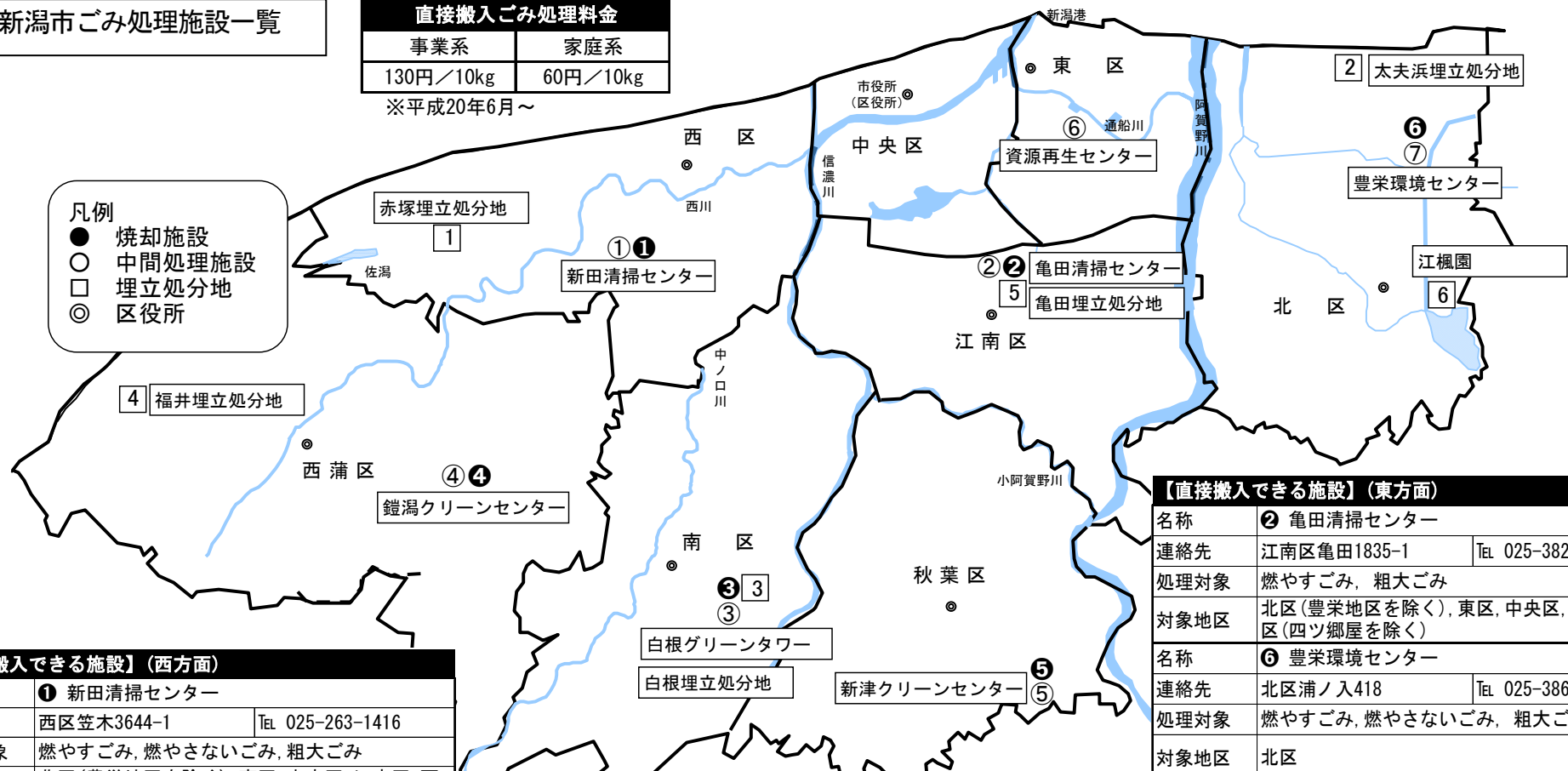
印

# 新潟市ごみ処理施設一覧

直接搬入ごみ処理料金	
事業系	家庭系
130円/10kg	60円/10kg

※平成20年6月～

- 凡例
- 焼却施設
  - 中間処理施設
  - 埋立処分地
  - ◎ 区役所



【直接搬入できる施設】(西方面)	
名称	① 新田清掃センター
連絡先	西区笠木3644-1   TEL 025-263-1416
処理対象	燃やすごみ, 燃やさないごみ, 粗大ごみ
対象地区	北区(豊栄地区を除く), 東区, 中央区, 江南区, 西区(四ツ郷屋を除く)
名称	④ 鑑潟クリーンセンター
連絡先	西蒲区鑑潟12618   TEL 0256-76-2831
処理対象	普通ごみ, 粗大ごみ
対象地区	西蒲区(中之口地区を除く), 西区(四ツ郷屋に限る)

【直接搬入できる施設】(南方面)	
名称	③ 白根グリーンタワー
連絡先	南区鍋潟640-1   TEL 025-371-5070
処理対象	燃やすごみ, 燃やさないごみ, 粗大ごみ
対象地区	秋葉区(小須戸地区に限る), 南区, 西蒲区(中之口地区に限る)
名称	⑤ 新津クリーンセンター
連絡先	秋葉区小口1289-1   TEL 0250-22-0917
処理対象	燃やすごみ, 燃やさないごみ, 粗大ごみ
対象地区	秋葉区(小須戸地区を除く)

【直接搬入できる施設】(東方面)	
名称	② 亀田清掃センター
連絡先	江南区亀田1835-1   TEL 025-382-4371
処理対象	燃やすごみ, 粗大ごみ
対象地区	北区(豊栄地区を除く), 東区, 中央区, 江南区, 西区(四ツ郷屋を除く)
名称	⑥ 豊栄環境センター
連絡先	北区浦ノ入418   TEL 025-386-0909
処理対象	燃やすごみ, 燃やさないごみ, 粗大ごみ
対象地区	北区

※地区の区割りは、変更の可能性があります